

# 令和8年度 練馬区会計年度任用職員(高齢者支援調査員)採用選考募集案内

## 1 募集人数(採用予定数)および勤務場所

募集人数(採用予定数)

1名

勤務場所

(雇入れ直後)練馬総合福祉事務所

(変更の範囲)変更なし

## 2 職務内容

(雇入れ直後)

介護保険認定調査

<業務内容1>家庭訪問等による介護認定調査

<業務内容2>調査票の作成

介護保険等に関する申請受付

<業務内容1>介護保険関係事業・区高齢者事業にかかる申請の受付および事務処理

<業務内容2>介護保険事業者からの事故報告書の受付および事務処理

<業務内容3>地域包括支援センター等への要支援認定資料提供業務

老人福祉法に基づく福祉の措置および支援の調整業務補助

<業務内容1>戸籍調査事務

<業務内容2>成年後見申立てに関する事務補助

その他管轄の総合福祉事務所長が必要と認める事項(所属する係に関する、職員として一般的な業務(電話取次、窓口取次、一斉作業への協力等))

(変更の範囲)変更なし

## 3 応募資格

次の要件を備えており、健康で職務に意欲のある者

・介護支援専門員の資格を有する者であること

## 4 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年間)

令和9年3月31日まで任用される方については、令和9年4月1日に、同一の職務内容と認められる職に再度の任用を行うことがあります。(面接などの選考は行います。)

## 5 勤務条件

報酬額 月額226,182円(地域手当相当額を含む)

報酬の支給日は、当月15日です。

採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

特勤手当(日額390円)を勤務実績に応じて翌月に支給します。16日勤務した場合の合計支給額は232,422円になります。

通勤に伴う交通費相当額を支給します。(1か月の上限額 55,000円)

この他に期末手当および勤勉手当の支給があります。

勤務日数 月16日勤務

勤務時間 8:30～17:15

休憩時間 12:00～13:00

勤務を要しない日 土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日

時間外労働 無し

加入保険 東京都職員共済組合（医療保険）（・無）  
厚生年金保険（・無）雇用保険（・無）

年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。

その他 練馬区役所（本庁舎等）は敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）

## 6 選考方法・日程等

第一次選考（書類選考）

受験申込書および課題小論文により選考します。

【書類選考結果】令和8年2月10日（火）郵送予定

第二次選考（面接）

第一次選考の合格者を対象に面接を行います。

時間、会場は第一次選考の合否通知とあわせて通知します。

【面接予定日】令和8年2月20日（金）

上記以外の面接日程の場合もあります。

【最終選考結果】令和8年2月下旬に郵送予定

## 7 申込方法

次の書類を令和8年1月30日（金）までに練馬総合福祉事務所管理係へ提出してください。

提出書類

- ・受験申込書（写真添付）
- ・小論文（800字から1,200字程度。様式A4版、400字詰め原稿用紙 横書き、手書き  
またはパソコンで作成。枠外右上部に氏名記載。）

テーマ

「高齢者と接する際に大事だと思うこと、気を付けていることについて、自身の経験  
を踏まえて具体的に述べよ」

- ・介護支援専門員の資格を証明するものの写し

受付期間および受付場所

【持参の場合】

受付期間：令和8年1月30日（金）まで

土・日曜日を除く

午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所：練馬総合福祉事務所管理係（練馬区役所西庁舎2階）

【郵送の場合】

受付期間：令和8年1月30日（金）《必着》

郵送先：〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬総合福祉事務所管理係  
(封筒表面に「高齢者支援調査員選考書類在中」と記載すること)

郵送方法の指定はいたしませんが、普通郵便で送付した場合の事故につきましては  
責任を負いかねます。

受験日当日に地方公務員法第16条各号のいずれかもしくは民法の規定に該当する方は受験できません。

○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

8 その他

ご提出いただく書類に記載されている個人情報は、採用選考関係のみに使用します。また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

9 申込先・問合せ先

〒176-8501

東京都練馬区豊玉北6-12-1西庁舎2階

練馬区福祉部練馬総合福祉事務所管理係 平本・嶋田

電話: 03-5984-2768

FAX: 03-5984-1213

メール: NERIMAFUKUSI01@city.nerima.tokyo.jp